

平成20年（2008年）7月31日

横須賀市議会議員 様

横須賀市企画調整部長

外務省北米局長との会談結果について（報告）

本日、西宮北米局長が来訪し、蒲谷横須賀市長と会談しました。
会談の概要について、別紙のとおり報告します。

事務担当：基地対策課
内線1376

平成20年7月31日、市長と外務省北米局長との
会談内容について

日 時 平成20年7月31日(木) 18:00~18:30

応 対 者 横須賀市 蒲 谷 亮 一 市 長
来 訪 者 外務省 西 宮 伸一 北米局長

会 談 概 要

西宮北米局長 本日午後、原子力空母「ジョージ・ワシントン」の火災について、米政府が早朝に発表した火災の発生原因及び関係者の処分について、米側から外務省に説明があったので、地元横須賀市長にその説明のため伺った。

政府としては、円滑な空母交替の実現に向け、貴市と引き続き緊密に協力していきたい。

7月31日(木曜日)午後、ズムワルト公使及びケリー在日米海軍司令官が来訪し、米原子力空母「ジョージ・ワシントン」の火災原因及び関係者の処罰等に係る米海軍発表の内容について、写真、図面等を使い具体的な説明を受けた。

その内容については、以下のとおりである。

(1) 規則上認められない喫煙を原因として、隣接した区画に不適切に保管されていた可燃性液体及び他の可燃性物資に引火した結果、火災が発生した可能性が高い。

(2) ダイコフ「ジョージ・ワシントン」艦長(海軍大佐)を、指揮能力に対する信頼が失われたこと、また、任務の要求及び即応態勢の水準を満たすことができなかつたことを理由として、解任した。同じくドーバー副艦長を解任した。

(3) なお、本件火災発生直後に、海軍の全艦船に対して、艦内の物資の適切な保管を徹底するよう指示が出されている。

(4) 今回のような火災は原子炉・推進機関の安全性に影響を与えるものではない。

このような米側の説明に対し、私からは次のような概要を述べた。

(1) 日本政府としては、今回の米海軍による調査は、専門的見地から十分かつ客観的に行われたものと承知しており、本件火災に関し十分な説明が得られたと評価している。

(2) 艦長の解任など厳しい措置がとられたことも、米側の本件火災に係る真剣な姿勢、規律の一層の強化への取組を示すものであると認識している。

(3) 今回の火災を受け、米海軍においては、既に徹底した再発防止に取り組んでいるものと承知しているが、引き続きこれに努めてほしい。

なお、米側からは、今回のような火災は原子炉・推進機関の安全性に影響を与えるものではない旨の説明が改めてあったが、いずれにせよ、米国政府は累次の機会に、原子力空母を含む原子力軍艦の安全性を保証してきている。

政府としても、一昨年4月に米側が発表した原子力軍艦の安全性に係る「ファクト・シート」等を踏まえ、米国の原子力軍艦の我が国寄港時の安全性を改めて確信したところである。

今回の件に関しては、米海軍は、艦長と副艦長を同時に解任するという大変厳しい処分を行った。これは日本国民及び横須賀市民に対して、原子力空母の配備に向け、規律の一層の強化、再発防止の徹底について米側の決意を示すものもあると受け止めている。

市 長

今回の米側の調査は徹底的なものであり、客観的に判断しても十分なものであると政府として判断したものであると思う。

再発防止策は既に講じられており、政府として、その内容を評価することであるので、私としても、政府の判断を尊重したいと考えている。

山口議長 これまで熱心に隊員の教育に取り組んでいた艦長が解任されたが、引き続き、教育については徹底してほしい。



米原子力空母「ジョージ・ワシントン」の火災に係る米政府発表
(ズムワルト首席公使及びケリー在日米海軍司令官から西宮北米局長への説明)

1. 7月31日午後、ズムワルト在京米大首席公使及びケリー在日米海軍司令官が西宮北米局長を来訪の上、日本時間同日朝に行われた米原子力空母「ジョージ・ワシントン」の火災原因及び関係者の処罰等に係る米海軍発表の概要につき、記者発表文(仮訳別添)を踏まえ、説明を行ったところ、先方説明のポイントは以下のとおり。(なお、昨30日夕刻、ズムワルト首席公使から西宮局長に対して骨子同様の事前通報があった。)

- (1) 規則上認められない喫煙を原因として、隣接した区画に不適切に保管されていた可燃性液体及び他の可燃性物資に引火した結果、火災が発生した可能性が高い。
- (2) 火災は、無人の補助ボイラー排気・供給区画で発生したが、隣接区画及び空調設備の位置及び形状が煙突のような効果を生じさせたことから、消火に約12時間を要した。
- (3) ダイコフ「ジョージ・ワシントン」艦長(海軍大佐)を、指揮能力に対する信頼が失われたこと、また、任務の要求及び即応態勢の水準を満たすことができなかつたことを理由として、解任した。同じくドーバー副艦長を解任した。
- (4) なお、本件火災発生直後に、海軍の全艦船に対して、艦内の物資の適切な保管を徹底するよう指示が出されている。
- (5) 今回のような火災は原子炉・推進機関の安全性に影響を与えるものではない。

2. これに対し、西宮北米局長より、概要以下を述べた。

- (1) 日本国政府としては、今回の米海軍による調査は、専門的見地から十分かつ客観的に行われたものと承知しており、本件火災に関し十分な説明が得られたと評価している。
- (2) 艦長の解任など厳しい措置がとられたことも、米側の本件火災に係る真剣な姿勢、規律の一層の強化への取組を示すものであると認識している。
- (3) 今回の火災を受け、米海軍においては、既に徹底した再発防止に取り組んでいるものと承知しているが、引き続きこれに努めてほしい。

3. なお、米側からは、今回のような火災は原子炉・推進機関の安全性に影響を与えるものではない旨の説明が改めてあったが、いずれにせよ、米国政府は累次の機会に、原子力空母を含む原子力軍艦の安全性を保証してきている。政府としても、一昨年4月に米側が発表した原子力軍艦の安全性に係る「ファクト・シート」等を踏まえ、米国の原子力軍艦の我が国寄港時の安全性を改めて確信したところである。

【仮訳】

米海軍航空部隊司令官記者発表：
空母「ジョージ・ワシントン」に係る調査完了及び艦長等の解任
(米国時間7月30日(日本時間7月31日))

ウィラード太平洋艦隊司令官(海軍大将)は、2008年5月22日に空母「ジョージ・ワシントン(CVN73)」の艦上で発生した火災の調査に対し、最終的な承認を与えた。ウィラード司令官の指示に基づき、キルクライン太平洋海軍航空部隊司令官(海軍中将)は、本日、空母「ジョージ・ワシントン」のダイコフ艦長(海軍大佐)を、指揮能力に対する信頼が失われたこと、また、任務の要求及び即応態勢の水準を満たすことができなかったことを理由として、解任した。

指示に基づき、キルクライン司令官は、「ジョージ・ワシントン」のドーバー副艦長(海軍大佐)を、職務実績が基準以下であることを理由として、同じく解任した。

米太平洋軍副参謀長を務めていたハーレイ大佐が、空母「ジョージ・ワシントン」の指揮をとることとなった。同大佐は、2005年6月から2008年1月まで、米原子力空母「セオドア・ルーズベルト(CVN71)」の艦長を務めた。

2007年7月から空母「ドゥワイト・D・アイゼンハワー(CVN69)」の副艦長を務めてきたトマス大佐が、「ジョージ・ワシントン」の副艦長に任命された。

海軍作戦部長(注：米海軍トップ)は、法務部長規則書に則った調査を太平洋艦隊司令官が指揮をとって実施することを指示した。本件調査は、規則上認められない喫煙を原因として、隣接した区画に不適切に保管されていた可燃性液体及び他の可燃性物資に引火した結果、火災が発生した可能性が高いと断定した。火災及びそれに続く延焼の規模は、防止し得た人為的行為の結果である。特に、冷媒圧縮油を許可されない区画に保管していたことが、火災を激しくした。

火災は、無人の補助ボイラー排気・供給区画で発生したが、隣接区画及び空調設備の位置及び形状が煙突のような効果を生じさせたことから、消火に約12時間を要した。37名の船員が、消火活動の際に生じた軽微な負傷につき治療を受け、そのうち1名の船員は第1度及び第2度の熱傷の治療を必要とした。全体で3800強の艦上の区画のうち約80の区画が火災により被害を受けた。

今回の艦上の火災を直接の原因とする「ジョージ・ワシントン」の修理費用は、概算約7千万ドルである。これは、公的及び民間部門による艦船修理活動から生じる資機材費及び労務費を含んでいる。

「ジョージ・ワシントン」の修理はほぼ完了しており、カリフォルニア州サンディエゴ市を8月21日に出港し、9月下旬に横須賀に到着すると見込まれている。「ジョージ・ワシントン」と米海軍が保有する最後の通常型空母である「キティ・ホーク(CV63)」との交替は、8月7日の「キティ・ホーク」のサンディエゴ到着をもって開始される予定である。

(了)